

輸入食品に対する検査命令の実施について(ガーナ産カカオ豆)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
ガーナ産カカオ豆及びその加工品	クロルピリホス*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、ガーナ産カカオ豆から残留基準値を超えてクロルピリホスを検出したため検査命令を実施するもの。

* 有機リン系殺虫剤

<参考1>違反事例

1. 品 名:生鮮カカオ豆

輸入者:株式会社 東食

届出数量及び重量:800バッグ、50, 434kg

検査結果:クロルピリホス 0.22ppm(基準:0.05ppm)

届出先:横浜検疫所

違反確定日:7月24日

措置状況:全量保管中。

2. 品 名:生鮮カカオ豆

輸入者:伊藤忠食糧販売 株式会社

届出数量及び重量:1, 600バッグ、100, 000kg

検査結果:クロルピリホス 0.23ppm(基準:0.05ppm)

届出先:横浜検疫所

違反確定日:8月11日

措置状況:全量保管中。

<参考2>輸入実績

平成18年1月1日~8月11日:速報値

品目	届出件数	届出重量 (kg)	検査件数	違反件数
カカオ豆	333	31, 094, 582	38	2

違反件数はクロルピリホスに係る件数